

セルフチェックリスト

＜原則1について＞		対応状況
1	大会の成功に向けたミッション・ビジョン及び団体として備えるべきガバナンスや事業に関する基本計画を策定するとともに、大会を通じて達成すべき目標を明確にした上で、これらを公表しているか。	組織委員会・実行委員会の主軸となる、NFと自治体それぞれの中長期計画を軸に、ミッション・ビジョンと国際競技大会の位置付けを定義しており、公表している。
2	大会の実施までの時間的制約や組織委員会等の財政的制約により計画通り運用できない事態が生じた場合等の見直しの判断基準や大会の実施運営に当たっての優先順位等を定めた行動理念や行動指針をあらかじめ策定しているか。	NF及び開催自治体それぞれの理事会及びそれに準ずる決裁機関にて、事業承認の際に収支計画、損益分岐と合わせて審議の上、承認可決を行っており、その承認内容を軸に行動に関する基本方針を定めている。
3	策定・明確化したミッション・ビジョン、基本計画及び大会を通じて達成すべき目標、行動理念及び行動指針については、組織委員会等の構成員や関係者等の全員の共通目標となるよう、定期的に共有・周知しているか。	定例会議・財務会議においても、各部門（総務・財務・マーケティング・競技運営・危機管理）の進捗報告を行っており、関係者へ定期的な共有と周知がなされている。
4	組織委員会等の設立前にマーケティング業務の方針を定めることが必要となる場合には、設立準備委員会において、当該方針をあらかじめ策定するとともに、組織委員会等設立後、速やかに理事会にて当該方針を決定しているか。	NF及び開催自治体それぞれの理事会及びそれに準ずる決裁機関にて、事業承認の際に収支計画、損益分岐と合わせて審議の上、承認可決を行っており、マーケティング業務の基本方針もあわせて承認可決している。
5	組織運営の強化に関する人材の採用及び教育に関する計画を策定し公表しているか。	NF及び開催自治体双方でそれぞれに大会単独ではなく、国際競技大会も含めた広域での人材育成と教育に関する計画を定め、公表を行なっている。
6	組織委員会等の設立前に人材の採用・配置の方針を定めることが必要となる場合には、設立準備委員会において、当該方針をあらかじめ策定するとともに、組織委員会等設立後、速やかに理事会にて当該方針を決定しているか。	組織委員会等の設立前に人材の採用・配置の方針を定めることが必要となる場合には、本指針にも準じ、NF及び開催自治体双方でそれぞれに大会単独ではなく、国際競技大会も含めた広域での人材育成と教育に関する計画に則り対応を行う。
7	構成員に大会のステークホルダーである民間企業からの出向者等が多く含まれる場合には、当該出向者の具体的な人事配置につき、組織委員会等の特徴を踏まえた検討を行っているか。	民間企業などから出向者などが配置される場合は、各部門（総務・財務・マーケティング・競技運営・危機管理）での解決すべき課題と役割を前提の上、出向元のバックグラウンドを考慮の上、配置を行っている。
8	ガバナンス及びコンプライアンスに係る知見を有する人材の採用をしているか。（NFコード）	財務、危機管理、コンプライアンスなど監査や相談窓口など業務プロセスのなかで、適切な箇所に専門的知見を有する人材を配置・業務委託などを行なっている。
9	財務数値の適正性を確保しているか。	NF及び開催自治体それぞれの理事会及びそれに準ずる決裁機関にて、事業承認の際に収支計画、損益分岐と合わせて審議の上、承認可決を行っており、財務に関する適正性を確保の上、事業の推進を行なっている。
10	大会経費のうち、組織委員会等が直接拠出する民間資金に係る経費の総額を公表しているか。大会経費のうち、公的資金による援助に係る経費の総額を公表しているか。大会終了後に、これらの経費の執行状況を公表しているか。	大会にかかる事業の計画と結果について、NFのHPにて公表を行なっている。
11	大会開催に係る収支に関する計画を策定し公表しているか。	大会にかかる事業の計画と結果について、NFのHPにて公表を行なっている。
12	事業年度毎の詳細な計画を策定しているか。	大会にかかる事業の計画と結果について、NFのHPにて公表を行なっている。
13	計画策定に当たり、役職員や構成員から幅広く意見を募っているか。（NFコード）	NF及び開催自治体それぞれの組織において、幅広く意見を募り計画策定を行なっている。
14	各計画に基づく方策の実施状況、目標の達成状況等について、定期的に把握・分析し、目標等の修正、方策の改善をしているか。（NFコード）	大会毎の定例会議・財務会議においても、進捗状況の経過報告を行ない、NF及び開催自治体それぞれの理事会及びそれに準ずる決裁機関においても方策に関する審議を行なっている。

＜原則2について＞		対応状況
1	役員及び評議員の構成等における多様性は図られているか。多様性の確保を図るために、具体的な方策を講じているか。	NF役員のうち監事については外部有識者（専門職／特定行政書士・弁護士・会計士）が就任。現在外部理事（医師・弁護士等）18%（6/34名）、女性理事38%（13/34名）。また、アスリート委員会から2名（オリンピック・パラリンピアン）、オリンピックから1名・パラリンピアン2名（アスリート委員除く）を理事に配置。業務執行理事に3名女性執行理事を配置。

セルフチェックリスト

2	外部理事（※組織委員会等においては、専門的知見（例えば、法務、会計、ビジネス等）による貢献を期待して任用された理事を指す。）の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じているか。（NFコード） （現在の人数） ・理事の総数 人 うち外部理事 人（ %） うち女性理事 人（ %）	NF理事においては、35名のうち、外部理事（医師・弁護士等）18%（6/35名）、女性理事38%（13/35名）。また、アスリート委員会から2名（オリンピック・パラリンピアン）、オリンピックから1名・パラリンピアン2名（アスリート委員除く）を理事に配置。業務執行理事に3名女性執行理事を配置。
3	女性理事について、外部理事についてのみ女性を任用するのではなく、外部理事以外の理事についても女性を任用しているか。（NFコード）	上述のとおり女性理事の任用を実施。
4	業務執行理事に女性を任用しているか。（NFコード）	上述のとおり女性理事の任用を実施。
5	評議員会を置くNFにおいては、外部評議員（※組織委員会等においては、専門的知見（例えば、法務、会計、ビジネス等）による貢献を期待して任用された評議員を指す。）及び女性評議員の目標割合をそれぞれ設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じているか。（NFコード）	「評議員会」ではなく「社員総会」のため対応必要なし。
6	理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図っているか。	・理事からなる執行部体制により意思決定の迅速化を図っている。また、事業の実効性を確保させるため各理事を担当部署（専門委員会など）へ配置済み。・オリンピック・パラリンピック競技大会を終え、オリパラ統括団体として、バラスポーツのさらなる推進などを鑑み、業務内容の多様性から現在の理事30名から5名の理事の定数増員した（2022年6月）。・理事35名の内訳（11地域ブロック選出理事11名、業務執行理事10名（役職者・IF委員役員・役割別含む）、アスリート委員会選出理事2名、オリンピック1名、パラリンピアン2名、外部有識者含む9名）・本会の歴史とIF・AF方針から、地域性重視は、重要な適性組織構成である。また、3種目の競技から成り立つ競技特異性から、現時点では地域ブロック及び地域育成普及担当の比率3分の2以上とし、地域の声を反映させることから現在の構成が適性であると判断している。
7	理事会とは別に会議体を設置し、理事会の諮問機関に位置づける体制を採用する場合には、理事会とは別に設置した会議体が実質的に理事会としての機能や権限を持ち、又は、当該会議体が実質的に理事会を掌握しているといった事態が生じないよう、留意しているか。	理事会とが別の決議機関を設けていない。
8	理事の就任時の年齢に制限を設けているか。（NFコード）	・トライアスロン競技は生涯スポーツという競技の特性上、こどもから、80代までの幅広い年代の選手が同じ競技会で競技を行う。また、審判員・指導者も70歳以上であっても業務に支障なく受け入れている。年齢を問わず、競技の発展に向け役員に登用する可能性もあることから、理事就任時に年齢制限を設けることは得策でないと判断されるため、理事の就任時の年齢に制限を設けず、在任期間の制限を設け、新陳代謝を図る仕組みの整備を行う方針で対応を進めていた。これは国際（IF）、アジア（AF）も同方針を加盟NFに示している。本ガバナンスコードの審査項目への適用を行うため、2021年6月の審議において「理事就任時の年齢は80歳以下を基本的な指針」が承認された。

セルフチェックリスト

9	理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けているか。(NFコード)	・細則 第11条で役員再任の制限について「在任期間が同一職において連続 10 年を超えてはならない。」と制限を設け、2021年6月社員総会から施行している。ただし、次の各号に該当する場合にはこの限りではない。(1)当該理事が在任期間中に World triathlon(国際トライアスロン連合)及びアジアトライアスロン(AF)等の国際スポーツ組織の役職者として就任している場合(2)当該理事の実績等に鑑み、特に重要な国際競技大会に向けた競技力向上及び中長期基本計画等に定める目標を実現する上で、当該理事が新たに又は継続して代表理事又は業務執行理事として務めることが不可欠である特別な事情があるとの「役員候補者選考委員会」の評価に基づき、理事として選任された場合・役員選任規程は「役員候補選考委員会案策定」プロジェクトチームを構成し、地域ブロック理事を通じ、加盟団体の意見も取り入れ、理事会で議論を重ね、2021年6月理事会の審議において「役員選任規程」が承認され、2021年6月定時社員で報告の後、公表を行った。
10	独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置しているか。	・「役員選任規程」において理事会とは独立した機関として外部有識者含む「役員候補者選考委員会」を設置している。・構成員及び運営について「役員候補者選考委員会規程」を設置し、外部有識者を構成員に加えることを規程している。
11	役員候補者選考委員会において、選考に当たり求められる役員としての資質等を明確にし、選考過程における公平性及び公正性を確保しているか。	「役員選任規程」及び「役員候補者選考委員会規程」において、役員としての資質等を明確にし、公平性を確保している。
12	役員候補者選考委員会における役員候補者等の決定が理事会等のほかの機関から独立して行われているか。(NFコード)	「役員候補者選考委員会規程」において、外部有識者を中心に多様性を確保した委員会を構築し、独立した決定が行われている。
13	役員候補者選考委員会の構成員には、役員構成における多様性の確保に留意して役員候補者を選考する観点から、有識者、女性委員を複数名配置しているか。(NFコード)	「役員候補者選考委員会規程」において、外部有識者を中心に多様性を確保した委員会を構築し、独立した決定が行われている。

＜原則3について＞		対応状況
1	組織委員会等及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備しているか。	NFの規程を準用し、必要な規程を整備している。
2	組織委員会等の役職員を公務員とみなす旨の法令が存在する場合には、接待贈答を受ける場合の手続に関する規程を整備しているか。	NFの規程を準用し、「利益相反規定」にて定義している。
3	組織の意思決定が様々な会議体によってなされるために、適切な権限委譲や業務執行プロセス等について必要な規程を整備しているか。	NF及び開催自治体それぞれの理事会及びそれに準ずる決裁機関にて、事業承認の際に収支計画、損益分岐と合わせて審議の上、業務発注に関する基本方針もあわせて承認可決しており、その方針・ルールに基づき、手続きを行なっている。
4	スポンサー獲得その他のマーケティング業務に関し、スポンサーの選定方針やスポンサーの決定権限の所在等について、理事会の決定に基づいて必要な規程を整備し、当該規程に基づいた透明性のある運用がなされているか。	NF及び開催自治体それぞれの理事会及びそれに準ずる決裁機関にて、事業承認の際に収支計画、損益分岐と合わせて審議の上、業務発注に関する基本方針もあわせて承認可決しており、その方針・ルールに基づき、手続きを行なっている。
5	設立準備委員会においてマーケティング業務に係る方針を策定する場合には、マーケティング業務を広告代理店等の第三者に委託をするか否かやその委託の在り方についても、当該方針において定めているか。	NF及び開催自治体それぞれの理事会及びそれに準ずる決裁機関にて、事業承認の際に収支計画、損益分岐と合わせて審議の上、業務発注に関する基本方針もあわせて承認可決しており、その方針・ルールに基づき、手続きを行なっている。
6	マーケティング業務を第三者に委託する場合には、組織委員会等にて第三者の選考が適切公正に行われるための仕組みを定めているか。第三者に対する委託業務の範囲を明確にし、当該第三者と組織委員会等のマーケティング部局との役割分担を明確に整理しているか。	NF及び開催自治体それぞれの理事会及びそれに準ずる決裁機関にて、事業承認の際に収支計画、損益分岐と合わせて審議の上、業務発注に関する基本方針もあわせて承認可決しており、その方針・ルールに基づき、手続きを行なっている。マーケティング業務を第三者に委託する場合には、適用業務範囲を明確にし、業務委託契約を締結を行なっている。

セルフチェックリスト

7	マーケティング業務を第三者に委託する場合には、第三者との業務委託契約において、スポンサー候補及び選定プロセスに関する第三者の報告義務を定めているか。当該契約の中で、選定プロセスにおいて組織委員会等がその意向を反映させるとともに第三者を監督する権限をもつことを明示しているか。	NF及び開催自治体それぞれの理事会及びそれに準ずる決裁機関にて、事業承認の際に収支計画、損益分岐と合わせて審議の上、業務発注に関する基本方針もあわせて承認可決しており、その方針・ルールに基づき、手続きを行なっている。マーケティング業務を第三者に委託する場合には、適用業務範囲を明確にし、業務委託契約を締結を行なっている。
8	マーケティング業務を第三者に委託する場合には、委託の方式につき、マーケティング収入金額の最低保証の有無、各スポンサーのスポンサーカテゴリーの調整、アクティベーションの対応等の事情を考慮した上で、大会の成功に向けて当該組織委員会等が最もメリットを享受できる方式となるよう、慎重な検討を行っているか。	NF及び開催自治体それぞれの理事会及びそれに準ずる決裁機関にて、事業承認の際に収支計画、損益分岐と合わせて審議の上、業務発注に関する基本方針もあわせて承認可決しており、その方針・ルールに基づき、手続きを行なっている。マーケティング業務を第三者に委託する場合には、適用業務範囲を明確にし、業務委託契約を締結を行なっている。
9	選択した方式の採用について、検討経緯や選択した理由等を対外的に公表しているか。	NF及び開催自治体それぞれの理事会及びそれに準ずる決裁機関にて、事業承認の際に収支計画、損益分岐と合わせて審議の上、業務発注に関する基本方針もあわせて承認可決しており、その基本内容を理事会議事録にて公表している。
10	調達に関し、各種法令等に抵触しないこととともに、適切に利益相反を管理できる調達の仕組みを構築しているか。組織委員会等における調達の特殊性(競技大会の実施に向けて期限の遅れなく短期間に必要な調達を全て実行しなければならないこと)を考慮した上で、調達の仕組みを構築しているか。	NFの規程を準用し、「利益相反規程・ポリシー」に準拠し、調達手続きを行なっている。
11	その他組織運営に必要な規程を整備しているか。(NFコード)	NFの規程を準用し、各種規程等を整備している。追加の規程の必要性や既存の各種規定の更新などについては随時検討や外部コンサル、外部有識者などと協議の上、検討を行なっていく。
12	法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか。(NFコード)	NFの規程を準用し、必要な規程「定款、経理規程、役員等旅費規程、謝金支給規程、感謝状贈呈基準、専門委員会・組織運営規程、事務局規程」を整備している。
13	法人の業務に関する規程を整備しているか。(NFコード)	NFの規程を準用し、必要な規程「リスク管理規程、個人情報保護方針、情報開示規程、専門委員会・事務局ガイドライン、事務局規程」を整備している。
14	法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか。(NFコード)	NFの規程を準用し、必要な規程「役員報酬規程」を整備している。
15	法人の財産に関する規程を整備しているか。(NFコード)	NFの規程を準用し、必要な規程「寄附金等取扱規程/財産管理規程」を整備している。
16	財政的基盤を整えるための規程を整備しているか。(NFコード)	・IFが定めるイベント・オーガナイザーズ・マニュアル(EOM)及びIFとの大会開催契約書(第7-9条)において、放映権利や商品化など権利、肖像管理などに財政的基盤を整えるための記述が明記されている。・定款第3章会員において(3)賛助会員制度を設置し、法人の目的に賛同し、事業を援助する個人、法人又は団体から入会金を得る制度を設けている。追加の規程の必要性については随時検討や外部コンサル、外部有識者などと協議の上、検討を行なっていく。
17	役職員は、潜在的な問題を把握し、調査の必要性の有無等を判断できる程度の法的知識を有しているか。(NFコード)	日常業務及びコンプライアンス研修などにおいて必要な法的知識の学習機会を設け、最低限の法的知識を有する環境を構築している。
18	相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確認しているか。(NFコード)	顧問弁護士との契約、監事(公認会計士、特定行政書士、弁護士)への日常的に相談ができる体制が整備されている。

＜原則4について＞		対応状況
1	コンプライアンス委員会を設置し、定期的に開催しているか。	NF内に倫理コンプライアンス委員会を設置して年1回以上委員会会議を開催している。

セルフチェックリスト

2	コンプライアンス委員会がその機能を十分に発揮できるよう、その役割や権限事項を明確に定め、コンプライアンス強化に係る方針や計画の策定及びその推進、実施状況の点検、リスクの把握等を組織的、継続的に実践しているか。	既存の倫理委員会と連携し組織内のコンプライアンス徹底を図る。 ・コンプライアンス委員会は理念や概念の啓発と普及・教育を担当 ・倫理委員会は倫理コンプライアンス規程に違反する事例の対処にあたる実務・執行の役割であり、理事会への審議依頼を行う。 ・両委員会は、案件が発生した場合も原因究明と再発防止の観点を連携する必要がある、専門委員会規程で役割は明文化する。
3	コンプライアンス委員会規程を作成し、その権限及び役割を明確にするとともに、必要な情報が集まる仕組みを構築しているか。	倫理コンプライアンス規程を設置し公開している。
4	コンプライアンス委員会の運営内容について、理事会に報告され、その監督を受けるとともに、コンプライアンス委員会からも、理事会等の意思決定機関に対して定期的に助言や提言を行うことができる仕組みを設けているか。(NFコード)	専門委員会として倫理コンプライアンス委員会での運営内容は理事会で適宜報告を行うなど、定期的な助言や提言を行える環境を構築している。
5	コンプライアンス委員会の構成員に組織委員会等の実情や、スポーツや大規模な競技大会の持つ意義を十分に理解した有識者を配置しているか。	連携をする倫理委員会に弁護士及び外部有識者、女性理事の配置。
6	コンプライアンス委員会の構成員に、少なくとも1名以上は弁護士及び女性委員を配置しているか。	連携をする倫理委員会に弁護士及び外部有識者、女性理事の配置。

＜原則5について＞		対応状況
1	コンプライアンス教育の対象となる役職員等の立場や属性に応じて、実践的な内容で継続的・計画的にコンプライアンス教育を実施し、コンプライアンスに関して役職員が共通認識を持つことができる仕組みを構築しているか。	NF役職員向けには、定期的に啓発のための資料を回覧し、理事会ごとにこれらの補足説明、質疑応答により意識向上を促す。トライアスロン・パラトライスロンフォーラムやコーチングシンポジウムなどの研修会でインテグリティ教育セッションを設け、理事・顧問、都道府県加盟団体の役職員に対し、コンプライアンス教育を実施している。
2	以下の内容を含む役員向けのコンプライアンス教育を実施しているか。 ①組織委員会等に適用される関係法令について ②組織委員会等がその組織運営のために整備している規程について ③不正行為の防止について ④大会運営等における選手等の安全確保について(NFコード) ⑤利益相反について(組織委員会等が定める利益相反管理のための規程に基づき、利益相反取引に該当する取引類型や必要な手続等を内容とする。) ⑥(組織委員会等の役職員を公務員とみなす旨の法令が存在する場合)収賄の防止について ⑦調達の過程における不当な取引制限等の競争法違反事案の発生防止について(別途「入札に関するガイドライン」や「談合を誘発しないためのマニュアル」等を作成し、それらを内容とする。)	本方針を軸に、役員・スタッフ向けにコンプライアンス教育機会を年1回以上実施している。
3	上記の内容を含む職員向けのコンプライアンス教育を実施しているか。	本方針を軸に、役員・スタッフ向けにコンプライアンス教育機会を年1回以上実施している。
4	大会ボランティアなど役職員以外の関係者に対してもコンプライアンス教育を実施しているか。	ボランティア研修会などにおいて、コンプライアンス教育に関する項目を設定する。
5	役職員や関係者の着任時のみならず、在任中少なくとも年に1回以上、人材の採用スケジュールや組織規模等も考慮しながら、適切な方法により、コンプライアンス教育を実施しているか。	本方針を軸に、役員・スタッフ向けにコンプライアンス教育機会を年1回以上実施している。
6	対象スポーツの競技特性や競技環境等を踏まえて、研修資料や普及啓発のためのパンフレット等を作成しているか。(NFコード)	本方針を軸に、役員・スタッフ向けにコンプライアンス教育機会を年1回以上実施する際に、スライド資料などを共有する。

＜原則6について＞	対応状況
-----------	------

セルフチェックリスト

1	組織委員会等の特殊性や大規模な競技大会の開催実務にも精通した、法律、税務、会計等の専門家を選定し、そのサポートを日常的に受けることができる体制を構築しているか。	NF監事として、弁護士、会計士、特定行政書士の3名を置き、監査においてはそれぞれの専門分野の知識・知見をもとに役員の業務、会計の合法性、等を厳密に監査を実施している。顧問弁護士契約も行い、対応が必要な事象が発生した場合に、迅速に相談と対応ができる体制を構築している。また、日常においても監事の専門分野にかかわる事項に関しては、定期的に相談・検討を行い、そのうえでさらなる専門家に依頼するなどの根拠を得ている。
2	組織運営において専門家のサポートが必要となると想定される場面や内容を事前に洗い出した上で、定期的にその適否について検証を行っているか。	危機管理事象に該当する案件や競技特性上の安全管理におけるリスクを洗い出し、それに応じた対応マニュアル/規程などを定め、適切な運営体制を構築している。
3	計算書類や組織運営規程等の各種書面の作成作業の補助や有効性・妥当性のチェックに際して、外部の専門家を積極的に活用しているか。	弁護士・税理士と顧問契約を結び、日常の会計処理・月次・四半期・決算において常に連携を取って、公益社団法人及び主要大会運営の適切な会計処理を行うとともに、計算書類等の作成を行っている。
4	財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	弁護士・税理士と顧問契約を結び、日常の会計処理・月次・四半期・決算において常に連携を取って、公益社団法人及び主要大会運営の適切な会計処理を行うとともに、計算書類等の作成を行っている。
5	経費使用及び財産管理に関する規程等を整備することなどにより、公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立しているか。	弁護士・税理士と顧問契約を結び、日常の会計処理・月次・四半期・決算において常に連携を取って、公益社団法人及び主要大会運営の適切な会計処理を行うとともに、計算書類等の作成を行っている。
6	各事業年度の計算書類等の会計監査及び適法性監査に加え、具体的な業務運営の妥当性に関する監査も可能な限り積極的に実施し、組織の適正性に係る監査報告書を作成しているか。	弁護士・税理士と顧問契約を結び、日常の会計処理・月次・四半期・決算において常に連携を取って、公益社団法人及び主要大会運営の適切な会計処理を行うとともに、計算書類等の作成を行っている。
7	監視機能の強化のための方策として、内部の組織である内部監査部署（内部監査室等）に加え、会計監査人を置いているか。	弁護士・税理士・公認会計士を監事及び顧問契約を行い、適切な会計監査を遂行している。
8	各種法人法（一般社団・財団法人法、特定非営利活動促進法、会社法等）のうち適用を受ける法律に基づき適性のある監事等を設置しているか。（NFコード）	特定行政書士、弁護士、公認会計士を監事に配置し、担当事務職員の配置も行なっている。
9	監事等の職務を補助すべき職員を置いているか。（NFコード）	特定行政書士、弁護士、公認会計士を監事に配置し、担当事務職員の配置も行なっている。
10	監事等が理事等の経営陣から独立して各種専門家に相談できる体制を構築しているか。（NFコード）	特定行政書士、弁護士、公認会計士の監事とは別に弁護士と公認会計士と顧問契約を実施し、相互での相談できる環境を構築している。
11	内部監査を職掌とする部署、会計監査人及び理事等の役員と監事との間における日常的な情報共有・連携体制の構築に重点的に取り組んでいるか。	弁護士・税理士と顧問契約を結び、日常の会計処理・月次・四半期・決算において常に連携を取って、公益社団法人及び主要大会運営の適切な会計処理を行うとともに、計算書類等の作成を行っている。
12	公的資金の利用に関し、自らの団体が遵守義務を負う法令・ガイドライン等の洗い出しを行い、遵守しているか。	会計担当者が、法令・ガイドラインを熟知し、日常の処理においてそれらを順守するとともに、前述のとおり、各専門家における監査を行い検証している。
13	法令・ガイドライン等において遵守すべき事項が組織運営の業務プロセスにおいて適切に実行されるよう、財務会計方針、手続等の運用規程を定め、的確に運用しているか。	会計担当者が、法令・ガイドラインを熟知し、日常の処理においてそれらを順守するとともに、前述のとおり、各専門家における監査を行い検証している。
14	収入財源の確保、支出財源の特定、予算の執行、事業計画の策定及び遂行等の各種手続を適切に実施しているか。	事務担当、専門家の配置と業務委託を行い、適切な事務手続きを実施している。

＜原則7について＞		対応状況
1	財務情報等について、法令に基づく開示を行っているか。	NFガバナンスコードに基づき適切に情報開示を行なっている。
2	法令に基づいて開示が求められる情報以外についても、主体的かつ積極的な情報開示を行っているか。	NFガバナンスコードに基づき適切に情報開示を行なっている。
3	本指針の遵守状況に関する情報等を開示しているか。	本方針の遵守状況を公式サイトにおいて公開を行っている。
4	情報開示の前提として、組織委員会等自身において、業務委託先や関係ステークホルダーから直接に、大会の準備及び運営に必要な情報を適切に収集、把握するよう努めているか。	本方針に準拠し、適切な情報収集と把握に努めている。
5	原則8に定める利益相反ポリシー、原則10に定める懲罰制度に関する規程及び処分結果等（プライバシー情報は除く。）を開示しているか。（NFコード）	NF公式サイトにて公開している。

セルフチェックリスト

6	公益法人認定法に基づき、公益法人が事務所に備え置き、何人も閲覧等を請求できるとされている書類について、主体的に開示しているか。(NFコード)	情報開示規程を定め、適切な情報公開を行なっている。
7	組織委員会等のウェブサイト等において情報を開示しているか。(NFコード)	本方針の遵守状況を公式サイトにおいて公開を行っている。

＜原則8について＞		対応状況
1	役職員等の関連当事者と組織委員会等との間に生じ得る利益相反に係る管理の仕組みや体制を適切に構築しているか。	NF理事においては利益相反規程をNF役職員等においては利益相反ポリシーを定め、営利法人である企業や関連する団体との関わりについて適正な管理を行なっている。
2	組織委員会等の機関において利益相反取引を承認する場合には、その取引についての重要な事実の開示、取引の公正性を示す証拠の有無、内容、議論の経過、承認の理由・合理性等につき、会議体の議事録に詳細に記載し、意思決定の透明性を確保しているか。	NF利益相反規程及び利益相反ポリシーに準じて、利益相反行為と思慮される行為を事前に適切に審査を行える体制を構築している。
3	利益相反取引に該当するおそれのある取引については、実務上の不都合がない場合は、入札方式等、公正な方法により契約しているか。	NF利益相反規程及び利益相反ポリシーに準じて、利益相反行為と思慮される行為を事前に適切に審査を行える体制を構築し、公正な方法により契約を行なっている。
4	随意契約による場合においても、相見積りの取得等、公正な契約であることを証明できる資料を残しているか。	随意契約による場合においても、相見積りの取得等、公正な契約であることを証明できる資料を残し、運用を行なっている。
5	利益相反管理委員会等、理事会から独立した機関を設置し、必要な情報収集を行い個別具体的な利益相反行為の取扱いについて判断しているか。	NF利益相反規程及び利益相反ポリシーに準じて、必要な情報収集を行い個別具体的な利益相反行為の取扱いについて判断している。
6	重要な契約(金額の多寡、関係者への影響の大小等から判断する。)については、客観性・透明性につき、特に慎重な検証を行っているか。(NFコード)	NF利益相反規程及び利益相反ポリシーを準用し運用を行なっている。
7	定款や利益相反に関する規程において、理事の利益相反取引を適切に管理する条項、利益相反取引を実施する場合の議決方法に関する条項、利益相反に該当するおそれがある場合の申告及び承認後の報告に関する条項等の必要な規定を設けているか。(NFコード)	NF利益相反規程及び利益相反ポリシーを準用し運用を行なっている。
8	利益相反ポリシーを作成しているか。	NF利益相反規程及び利益相反ポリシーを準用している。
9	利益相反ポリシーの作成に当たっては、どのような取引が利益相反関係に該当するのか(利益相反取引該当性)、どのような価値判断に基づいて利益相反取引の妥当性を検討すべきか(利益相反の承認における判断基準)について基準を定め、客観性・透明性のある手続を確保しているか。	NF利益相反規程及び利益相反ポリシーを準用し運用を行なっている。
10	利益相反取引該当性を定めるに当たっては、法令上も利益相反に該当する基準に加えて、組織委員会等において想定される「利益相反関係」を有する者(関連当事者)についても実情に照らし適切に該当範囲に含めているか。	NF利益相反規程及び利益相反ポリシーを準用し運用を行なっている。

＜原則9について＞		対応状況
1	独立した通報窓口を設置しているか。	NFが定める「通報相談処理規程」施行しHPに公開している。
2	通報窓口の通報対象に、ハラスメント行為、法令違反行為、社内規程違反行為及びこれらに該当するおそれのある行為を広く含めているか。	NFが定める「通報相談処理規程」及び「倫理コンプライアンス規程」にて該当の行為を対象として定義している。
3	通報窓口について、恒常的に役職員に周知しているか。	NFが定める「通報相談窓口」について、HPにバナーを設置しているほか、恒常的にメールなどにて情報を周知している。
4	通報窓口の担当者に相談内容に関する守秘義務を課しているか。	NFが定める「通報相談処理規程 第8条(公表・経過措置)」において適切な情報管理について定義している。
5	通報窓口を利用したことを理由として、相談者に対する不利益な取扱いを行うことを禁止しているか。	NFが定める「通報相談処理規程 第8条(公表・経過措置)」において適切な情報管理について定義している。

セルフチェックリスト

6	外部通報窓口を設置しているか。	NFが定める「通報相談処理規程」において役職員以外の外部の利用者においても定義しているほか、他統括団体の通報窓口についても周知をしている。
7	通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士等の外部有識者を中心に整備しているか。	弁護士、特定行政書士を窓口运用到している。
8	通報方法については、面会、書面、電話、電子メール、FAX、ウェブサイト上の通報フォーム等、できるだけ利用しやすい複数の方法を設けているか。(NFコード)	メール、電話、FAXと面会を基本に窓口运用到している。
9	これから行う行為が違反行為となるか否かに関する事前相談についても通報窓口にて対応しているか。(NFコード)	事前相談についても対応できる制度としている。
10	弁護士等の有識者を含む、経営陣から独立した中立な立場の者で構成される調査機関(原則4に定めるコンプライアンス委員会等)を設け、調査の必要の有無、調査の必要がある場合には調査方法等について決定し、同機関の構成員又は同機関において指定された者(当該事案に何らかの形で関与したことがある者を除く。)により速やかに調査を実施しているか。(NFコード)	弁護士、特定行政書士を窓口运用到し、調査については原則10に定義する倫理委員会及び第三者機関において、倫理コンプライアンス規程に準じて調査を実施する体制を構築している。
11	通報窓口において通報を受領してから当該通報に係る事実の調査を実施するまでのフロー、並びに調査対象にするか否かの客観的かつ具体的な基準及び調査の方法等についてあらかじめ明確に定め、原則としてこれらに従って運用しているか。(NFコード)	NFが定める「通報相談処理規程 第7条(告知・対応・通知)」において、倫理コンプライアンス規程と連動し、調査方法・手順を定め、運用している。
12	通報窓口の対応者に男女両方を配置し、通報者が希望すれば対応者の性別を選べているか。(NFコード)	女性専用の窓口を設け、運用を実施。
13	通報制度の運営において専門家のサポートが必要になると想定される場面や内容を事前に洗い出した上で、定期的にその適否について検証しているか。(NFコード)	NF理事会において、通報相談事象を共有し、適宜内容や課題を洗い出し、必要に応じて弁護士などの専門家への相談を行なっている。
14	通報者を特定し得る情報や通報内容に関する情報の取扱いについて一定の規定を設け、情報管理を徹底しているか。(NFコード)	NFが定める「通報相談処理規程 第8条(公表・経過措置)」において適切な情報管理について定義している。
15	研修等の実施を通じて、役職員に対して、通報が正当な行為として評価されるものであるという意識付けを徹底しているか。(NFコード)	NF理事会において、通報相談事象を共有し、適宜内容や課題を洗い出し、組織委員会役職員に対して、対策などの意識づけを徹底している。
16	通報窓口その他通報制度の運営は、組織委員会等の経営陣から独立した中立な立場の者が担当し、組織委員会等の経営陣が通報者を特定し得る情報や通報内容等にアクセスできない体制を整備しているか。(NFコード)	NFが定める「通報相談処理規程」において運用を行い、組織委員会等の経営陣が通報者を特定し得る情報や通報内容等にアクセスできない体制を行なっている。

＜原則10について＞		対応状況
1	懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を定め、恒常的に関係者等にこれを周知しているか。	NFが定める「倫理コンプライアンス規程」において、懲罰にかかる禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、JTUHPに公開を行い、周知している。
2	処分内容の決定は、行為の態様、結果の重大性、経緯、過去の同種事例における処分内容、情状等を踏まえて、平等かつ適正になされているか。	禁止行為は同規程第3条・4条・6条、処分対象者は第2条、処分の内容及び処分に至るまでの手続は第7条・8条に定めている。違反する事案に応じて、加盟団体、倫理委員会の調査(委員会細則第4条)を経て理事会が処分審査を行うほか、必要に応じ第三者機関に調査を依頼を行う。また、同規程第7条においても、処分の決定をする前に必ず当事者に対し聴聞又は弁明の機会を与えることも定めている。
3	規程においてあらかじめ明確かつ具体的な処分基準を定め、処分内容の決定に当たっては原則として当該基準に従っているか。	禁止行為は同規程第3条・4条・6条、処分対象者は第2条、処分の内容及び処分に至るまでの手続は第7条・8条に定めている。違反する事案に応じて、加盟団体、倫理委員会の調査(委員会細則第4条)を経て理事会が処分審査を行うほか、必要に応じ第三者機関に調査を依頼を行う。また、同規程第7条においても、処分の決定をする前に必ず当事者に対し聴聞又は弁明の機会を与えることも定めている。

セルフチェックリスト

4	組織委員会等外部の中立的かつ専門的な第三者により、懲罰制度が当該規程に従って適切に運用されているか否かの確認を定期的に受け、当該第三者の助言指導を踏まえて定期的に運用を見直しているか。(NFコード)	都道府県加盟団体、倫理委員会の調査(委員会細則第4条)を経て理事会が処分審査をおこなう。また、必要に応じ第三者機関に調査を依頼することもできる制度である。また、NFの監事や弁護士等の有識者の助言踏まえて、運用の見直しができる体制を構築している。
5	弁護士等の有識者を含む、経営陣から独立した中立な立場の者で構成される処分機関(倫理委員会等)を設け、同機関(当該事案に何らかの形で関与したことがある者を除く。)において、客観的かつ速やかに、処分審査(処分対象行為が該当性及び処分内容の決定)を行っているか。	NFが定める「倫理コンプライアンス規程」に準じて、倫理委員会の調査(委員会細則第4条)及び必要に応じ第三者機関に調査を経て、処分審査を行える体制を構築している。
6	調査機関の構成員又は同機関において指定した者(当該事案に何らかの形で関与したことがある者を除く。)による調査結果等を踏まえ、有効かつ適切な証拠により認定された行為についてのみ処分の対象としているか。(NFコード)	NFが定める「倫理コンプライアンス規程」に準じて、倫理委員会の調査(委員会細則第4条)及び必要に応じ第三者機関に調査を経て、適切な処分審査を行える体制を構築している。
7	組織委員会等の関係者等に対し、処分対象行為の調査に対する協力義務及び調査内容に関する守秘義務を課しているか。(NFコード)	NFが定める「倫理コンプライアンス規程」に準じて、守秘義務を課している。
8	処分審査を行うに当たって、処分対象者に対し、処分対象行為について可能な限り書面を交付しているか。(NFコード)	NFが定める「倫理コンプライアンス規程」において、処分内容などは書面での通知・交付することが規程されている。。
9	処分審査を行うに当たって、処分対象者に対し、聴聞(意見聴取)の機会を設けているか。(NFコード)	NFが定める「倫理コンプライアンス規程」において、処分の決定をする前に必ず当事者に対し聴聞又は弁明の機会を与えることも定めている。
10	処分結果は、処分対象者に対し、処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続の可否、その手続の期限等が記載された書面にて告知しているか。(NFコード)	NFが定める「倫理コンプライアンス規程」に準じて、処分対象者に対して処分結果は、処分対象者に対し、処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続の可否を書面にて告知している。
11	認定根拠となった証拠や処分の手続の経過についても、可能な範囲で告知しているか。(NFコード)	NFが定める「倫理コンプライアンス規程」に準じて、処分対象者に対して根拠となった証拠や処分の手続の経過についても、可能な範囲で告知している。
12	処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有しているか。(NFコード)	NFが定める「倫理コンプライアンス規程」に準じて、倫理委員会の調査(委員会細則第4条)及び必要に応じ第三者機関に調査を経て、中立性及び専門性を有した組織にて、処分審査を行える体制を構築している。
13	処分審査が中立な者により行われることを担保するため、処分審査を行う者について、当該処分に関するステークホルダーを除く等の制度を設けているか。(NFコード)	NFが定める「倫理コンプライアンス規程」第13条(倫理委員会の対処)において、事象によっては第三者委員会に調査を依頼することを記述しており、処分審査を行う者について、適切な体制を構築している。

＜原則11について＞		対応状況
1	危機管理を専門に取り扱う部署や危機管理委員会を設けるなど、組織の規模や実情に応じた危機管理及び不祥事対応のための体制を構築するとともに、危機管理マニュアルを策定しているか。	危機管理委員会を設置し、危機管理体制を構築。リスク管理規程を定め、緊急事態への対応フローを整備している。また、主催大会運営に際する危機管理対応については、リスク管理規程に定める内容の他に、随時、大会運営マニュアルに危機管理フローを明記し大会中に発生した事故等の対応に備えている。
2	危機管理マニュアルの策定に当たっては、当該組織委員会等の特徴等を踏まえ、法令違反か否かに留まらず、レピュテーションリスクも含めて、発生しやすい不祥事類型やリスクを特定し、当該リスクの発現可能性の高低や発生した場合の影響等の評価を加え、これに従ったリスクの制御方法や監視体制、その見直しの在り方及び不祥事が報告された場合の調査体制についても規定しているか。	リスク管理規程及び危機管理対応マニュアル/危機管理フローにおいて、想定されるリスク毎に応じた対応策を規定。特に、屋外競技特性からの安全管理対策(気象・スイム・バイク・熱中症・脱水症など)のリスクにおいて、過去の関連事象を踏まえ、有識者の知見も取り込み、体制を構築している。
3	危機管理マニュアルは、外部の有識者の意見を適切に反映した内容となっているか。	前述のとおり、競技特有の関連事象を踏まえ、有識者の知見も取り込み、体制を構築している。
4	危機管理体制の構築に当たっては、不祥事対応を機動的に行うことができるよう、コンプライアンス担当の理事に危機管理担当も兼務させるなどの工夫を行い、組織横断的な活動を可能とする体制を構築しているか。(NFコード)	リスク管理規程において、不祥事には危機管理対策チームに業務執行理事を配置し、審議を行う行程を規程している。
5	危機管理マニュアルが単なる書類として形骸化しないよう、マニュアルに従ったリスク管理の実効性を定期的に検証したり、緊急の危機管理体制を発動するための仮想訓練を定期的実施したりするなど、平時からその存在を浸透させるための活動を運営業務に組み込んでいるか。(NFコード)	月次で危機管理チーム会議(業務執行部会)を行い、本事業に関わらず、リスク管理規程に準じた危機管理体制の構築や意見交換を行い、平時でのリスクの制御方法や監視体制の推進を実施している。

セルフチェックリスト

6	不祥事が発生した場合は事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築しているか。	リスク管理規程及び、倫理コンプライアンス規程に準じて、不祥事発生時の調査体制（第三者機関）も含め体制を構築している。
7	重大な不祥事の端緒を認識した場合には、最適な調査体制を迅速に構成し、徹底した事実調査を実施した上で、外部専門家の知見と経験も踏まえつつ、表層的な現象や因果関係の列挙にとどまらない、根本的な原因究明を行っているか。	リスク管理規程及び、倫理コンプライアンス規程に準じて、不祥事発生時の調査体制（第三者機関）も含め体制を構築している。
8	重大な不祥事の端緒を認識した場合には、外部専門家とも連携した上で、適切なタイミングで、当該不祥事に関する必要な情報開示を行っているか。	リスク管理規程及び、倫理コンプライアンス規程に準じて、不祥事発生時の調査体制（第三者機関）も含め体制を構築している。
9	組織委員会等が解散した後に不祥事が発生又は発覚した場合においては、原因解明や再発防止策の策定等を速やかに実施することができるよう、具体的な対応方針等についてあらかじめ関係当事者間において整理して合意しているか。	リスク管理規程及び、倫理コンプライアンス規程に準じて、不祥事発生時の調査体制（第三者機関）も含め体制を構築している。
10	調査の結果、法令違反等の不祥事の発生が認められた場合には、その原因となった責任者・監督者につき、調査委員会等が有する倫理規程や懲罰規程等に従って、責任者・監督者を適切に処分しているか。（NFコード）	リスク管理規程及び、倫理コンプライアンス規程に準じて、不祥事発生時の調査体制（第三者機関）も含め体制を構築している。
11	再発防止策の策定に当たっては、組織の変更や規程の改定等の表面的な対応にとどめることなく、今後の日々の業務運営等に具体的かつ継続的に反映させているか。（NFコード）	月次で危機管理チーム会議（業務執行部会）を行い、本事業に関わらず、リスク管理規程に準じた危機管理体制の構築や意見交換を行い、危機管理事象における、再発防止に向けた仮説と検証を実施している。
12	不祥事対応が一度収束した後においても、再発防止策の取組が適切に運用され、定着しているかを不断にモニタリングした上で、その改善状況を定期的に公表しているか。（NFコード）	リスク管理規程及び、倫理コンプライアンス規程に準じて、不祥事発生時の調査体制（第三者機関）も含め体制を構築している。
13	危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成しているか。（NFコード）	リスク管理規程及び、倫理コンプライアンス規程に準じて、不祥事発生時の調査体制（第三者機関）も含め体制を構築。倫理委員会には弁護士を配置と特定行政書士をアドバイザーに配置し、体制を構築している。
14	第三者を委員とする調査委員会を設置する場合には、当該委員の選定プロセスについても十分に配慮し、委員が組織委員会等に対して独立性・中立性・専門性を有する者であることについて、合理的な説明をする責任を果たしているか。	リスク管理規程及び、倫理コンプライアンス規程に準じて、不祥事発生時の調査体制（第三者機関）も含め体制を構築。倫理委員会には弁護士を配置と特定行政書士をアドバイザーに配置し、体制を構築している。